

【令和3年度】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している中小事業者等に対し、令和3年度課税分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額を事業収入の減少幅に応じてゼロまたは2分の1に軽減します。

■対象者

令和2年2月から10月までの間で、任意の連続する3か月間の事業収入の合計が、前年の同期間と比べて、30%以上減少している中小事業者等が軽減の対象です。



「中小事業者等」とは

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※大企業の子会社等は、対象外となる場合があります。

■対象資産

- 事業用家屋 事業用部分が軽減の対象です。（居住用部分は軽減の対象外です。）
- 償却資産 事業用償却資産が軽減の対象です。

■軽減割合

事業収入減少割合	軽減割合
30%以上 50%未満減少している場合	1 / 2
50%以上減少している場合	全額

■申告期限

令和3年2月1日（月）まで

■申告書提出前に、認定経営革新等支援機関等から申告内容の確認を受ける必要があります。



商工会、税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、農業協同組合などが該当します。
詳しくは中小企業庁のホームページ「経営革新等支援機関認定一覧」等をご覧ください。

■申告に必要な書類（申告書は町ホームページからダウンロードすることもできます）

1. 申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）
2. 事業収入の減少を証する書類（会計帳簿、青色申告決算書の写し等）
3. 特例対象家屋の事業用割合が確認できる書類（青色申告決算書、収支内訳書の写し等）
4. 事業収入の減少に不動産賃料の猶予が含まれる場合のみ、猶予の金額及び期間等を確認できる書類

◆お問い合わせ 役場総務課総務グループ 電話 33-2111（内線 35）



【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制優遇】 チケット払戻しを辞退した場合は寄附金控除が受けられます！

新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止又は延期、規模縮小した文化芸術・スポーツイベント等のチケットについて、払戻しを辞退した方は、その金額分を「寄附」とみなして税制優遇を受けることができます。

■対象イベント

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに国内で開催又は開催予定であったイベントで文部科学大臣が指定したものが対象です。

対象イベントは文化庁及びスポーツ庁のホームページで公表されています。(随時更新)

※秩父別町では、文部科学大臣が指定したものの全てを対象イベントに指定しています。

■申請方法

対象イベント主催者から交付を受けた「指定行事証明書」・「払戻請求権放棄証明書」を添付して確定申告をしてください。(令和3年1月分のチケットは、令和4年の確定申告となります。)

なお、2種類の証明書の交付を受けるには、主催者に払戻しを辞退する意思を連絡しなければなりません。

■控除対象上限額

20万円(払戻しを辞退した年間の合計額)

なお、個人住民税の場合、他の寄附金税額控除対象額と合わせて総所得金額等の30%が上限となります。

◆お問い合わせ 役場総務課総務グループ 電話 33-2111 (内線 35)

11月30日(月)は、個人事業税第2期の納期限です。

納税通知書は、8月に第1期分と併せて送付していますので、お確かめのうえ、金融機関、郵便局、空知総合振興局深川道税事務所の窓口又はコンビニエンスストア(バーコードがないもの又は1枚の金額が30万円以上のものを除く)で納期限までに納めてください。

第2期の納税通知書がお手元にない場合は、ご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一括で納めることができない場合は申請により納税が猶予される制度がありますので、ご相談ください。

◆お問い合わせ 空知総合振興局 深川道税事務所 0164-23-3578

未登記家屋の異動申請について

法務局の建物登記簿に登記されていない家屋(住宅・車庫・農舎・倉庫等)の異動があった場合には届出をお願いします。

※取り壊した場合で届出がない場合は引き続き固定資産税が課税されますのでご注意ください。

■届出が必要な場合 新築、改築した場合・所有権を移転した場合・取り壊した場合

■届 出 期 間 令和2年中に異動があったものは令和2年 **12月29日** 日まで

■届出先・お問い合わせ 役場総務課総務グループ(税務担当) 電話 33-2111 (内線 35)

